

南山大学大学院社会科学研究科における経済学専攻博士後期課程の
設置の趣旨等を記載した書類

目次

はじめに 南山大学の建学の理念と教育研究の実践	1
1. 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程設置の趣旨および必要性	1
1.1.1 研究科の課程を変更することの理由・必要性	
1.1.2 経済学専攻を設置する理由・必要性	
1.2 教育上の目的および養成する人材	
1.3 中心的な学問分野	
2. 専攻の名称および学位の名称について	3
3. 教育課程の編成の考え方および特色	4
3.1 学際共通科目の編成の考え方と特色	
3.2 専攻科目の編成の考え方と特色	
3.3 研究指導科目の編成の考え方と特色	
4. 教員組織の編成の考え方および特色	5
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	6
5.1 教育の方法について	
5.2 研究指導	
5.3 学生論文審査体制および学位論文の公表方法等	
5.4 研究の倫理審査体制	
5.5 修了要件	
6. 施設、設備等の整備計画	8
7. 既設の学部や研究科博士前期課程との関係	10
8. 入学者選抜の概要	10
9. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施	11
9.1 修業年限	
9.2 履修指導および研究指導の方法	
9.3 授業の実施方法	
9.4 教員の負担の程度	
9.5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
9.6 必要とされる分野であること	
9.7 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等	
10. 管理運営	13
11. 自己点検・評価	14
12. 情報の公表	14
13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	15

はじめに

南山大学の建学の理念と教育研究の実践

南山大学を設置する南山学園は、カトリック神言修道会を設立母体とし、「キリスト教世界観に基づき学校教育を行う」ことを建学の理念とし、「人間の尊厳のために（Hominis Dignitati）」を教育モットーとして掲げ、1932年に創設された。1995年には聖靈奉侍布教修道女会を設立母体とする名古屋聖靈学園と法人合併を行い、現在の南山学園に至っている。

南山大学では、この建学の理念を実現するために、学究的探求の精神、キリスト教精神に基づく価値志向、普遍的価値を希求する国際性の涵養、地域社会への奉仕という4つの教育信条を達成することを目標としてきた。1949年の文学部開設とともに出発し、以後、建学の理念に基づき、社会的使命を果たし、社会の要請に積極的に応え、人材を養成してきた。この間、計画的に学部および大学院を増設し、現在では名古屋市と瀬戸市のキャンパスに、人文学部、外国語学部、経済学部、経営学部、法学部、総合政策学部、理工学部、短期大学部の8学部および人間文化研究科、国際地域文化研究科、経済学研究科、ビジネス研究科、社会科学研究科、法務研究科（法科大学院）、総合政策学研究科、理工学研究科、数理情報研究科の9研究科を擁するに至った。

現在、文科系、理科系双方の分野で、教育と研究を実践する総合大学となっている。2007年3月には本学の20年後の将来像を描いた「南山大学グランドデザイン」を策定し、「個の力を、世界の力に。」というビジョン・キーフレーズを設定した。すなわち、世界から選ばれ、世界に人材を輩出することができ、地域に根ざし、かつ世界に開かれた大学となることを中期的な目標として掲げた。その実現に向けて、教育・研究の不断の改善・充実をはかってきた。

1. 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程設置の趣旨および必要性

南山大学大学院では、2014年4月に社会科学研究科博士前期課程を設置し、経済学専攻、経営学専攻、総合政策学専攻からなる構成とした。社会科学研究科博士前期課程を設置した目的は、それまで経済学研究科、ビジネス研究科、総合政策学研究科として独立していた三研究科では、領域横断的かつ学際的な研究教育が機能しづらい状況にあったため、社会科学を可能な限り網羅的に学習できる研究科とすることで新たな研究環境を提供し、同一研究科内で知識と手法の教授と学際研究を遂行することで相互補完し、連携を強化できるようにするためであった。

このたび、社会科学研究科博士前期課程が2015年度に完成年度を迎えるにあたり、当該研究科の3つの専攻博士前期課程を基礎に、現在の経済学研究科経済学専攻博士後期課程、ビジネス研究科経営学専攻博士後期課程、総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程を発展的に改組再編し、社会科学研究科に経済学、経営学、総合政策学の3つの博士後期課程を設置する。

社会科学研究科の3つの専攻の博士後期課程では、経済学、経営学に総合政策学の分野にある法律学、政治学、行政学などを加え、広い視野で俯瞰的な見地から問題を発見・解

釈・分析し、その結果を有機的に統合させる能力を深化させ、グローバルな社会の変化に伴う環境の変化に対して柔軟に対応できる人材を養成する。中部地区のみならず、日本の世界最高水準の企業にこれら博士の学位を有する人材を供給することは、日本の産業発展に貢献するとともに、中部地区、ひいては我が国の競争力の強化という社会的な必要性に十分に応えるものである。

1.1.1 研究科の課程を変更することの理由・必要性

社会科学研究とは、一般に、社会の仕組みや規則性を理解し、そこから生じる様々な問題にいかに対処し、または合理的解決へと導くかを考える学問である。そしてその結論に辿りつくまでの過程を理解し、説明するための知識や情報入手、調査・分析のための手法の修得が要求される。その一方で、今日のように価値観が多様化し、かつ様々な文化が複雑に入り組む社会では、それに加えて、従来の学問の枠にとらわれない、広い視点からの柔軟な発想を身につけることも肝要である。だが現在の経済学、ビジネス、総合政策の独立した3研究科では、領域横断的かつ学際的な研究教育が機能しづらい状況にある。3研究科がそれぞれ専攻となり、新たな研究教育環境として同一研究科内で知識と手法の教授と学際研究を遂行することで相互補完し、連携を強化することで、より高度な人材を養成できると考えられる。

1.1.2 経済学専攻を設置する理由・必要性

社会科学研究科経済学専攻の前身である経済学研究科は、1963年に設置され社会に貢献できる倫理観を持った人材育成と学問研究の発展を推進することを目指し、研究者養成を中心とした教育を行ってきた。しかし、経済環境の変化を受けて、社会情勢を的確に判断できる経済分析能力を備えた人材や、深い学識と訓練された研究能力を備えた指導的役割を担える人材の社会的必要性の高まりから、高度専門職業人や地域社会に貢献できる人材の育成が重要となった。この目的達成のために、経済学研究科は、研究者、高度専門職業人ならびに地域社会に貢献できる人材の育成を目指してきた。

南山大学では2014年度に、従来の経済学研究科、ビジネス研究科、総合政策研究科の3研究科を発展的に改組し、経済学専攻、経営学専攻、総合政策学専攻の3専攻からなる社会科学研究科博士前期課程を設置した。経済学専攻博士前期課程は、より高度な専門知識を有する高度専門的職業人および研究者の養成を目指し、博士後期課程を設置することとした。

欧米をはじめとする諸外国では、企業の実務の中核を担う人材や政府において政策立案を行う人材の多くは博士の学位を取得している。企業の海外展開や国際的に協調した政策形成のために、日本の企業や政府においても博士の学位を持ち高度な専門知識を有する人材に対する要請が増えることが予想される。特に中部地域の企業は、製造業を中心に海外展開を進めている企業が多いため、国際化に対応した高度な職業人の養成が望まれている。また、地方自治体など行政機関やシンクタンクにおいても、より客観的かつ高度な政策分析が実行できる専門家に対するニーズが高まっている。

＜資料1＞ 社会科学研究科博士後期課程の概念図

1.2 教育上の目的および養成する人材

グローバル化や情報化が一段と進む今日、経済情勢をめぐる世界の様相は、急速に変化し続けている。とりわけ企業競争の国際競争の激化、増え続ける労働力移動、リーマンショックやかつてのアジア危機に見られるような、金融システムや為替のリスクの増大、経済的影響の波及の速さ、経済構造改革、世界的な資源エネルギー問題、地域間および個人間の経済格差の拡大、複雑さの度合いを増す経済問題と政治問題、社会問題との絡み合い、など従来の学問の枠組みでは把握できないような問題が数多く生まれてきている。こうした日本をとり巻く環境変化に対して、研究者のみならず、高度専門職業人および企業人は、従来よりも、さらに柔軟な発想と創造力が求められている。そして、経済学は複雑化する経済情勢を適確に把握し、重要な判断をくだす上で必須の学問分野である。

上記の時代の要請に応えるため、経済学専攻は、社会科学を幅広い視点から修得できる社会科学研究科の一専攻として、今日の世界および地域の経済を、最先端の経済学の視点で分析し、俯瞰できる人材育成を目指す。そして、この目的にかなう博士の学位を有した高度専門職業人および研究者を養成する。

経済学専攻では、各自の専門領域に関する研究を行い、研究報告ならびに論文作成のできる研究者、行政機関等において高度の専門業務を行いうる政策専門家、研究機関において調査・研究に携わり、報告書を作成することのできる高度専門職業人などを養成する。理論分析、または統計分析に基づいて経済の構造変化の要因を解明し、今後の動向を予測し、政策提言に結びつけていく能力を備えた人材を育てる。

修了した学生の進路先としては、以下のような進路が想定される。

- ・大学や国の研究機関、独立行政法人、民間の研究機関所、経済の動向分析または実証分析に携わる研究者
- ・行政機関などにおいて経済政策の立案および遂行に関し、提言のできる専門家
- ・国際連合、国際通貨基金、世界銀行、経済協力開発機構などの国際機関の専門職

<資料2> 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程 3つのポリシー

1.3 中心的な学問分野

組織として研究対象とする中心的な学問分野は経済学である。

2. 専攻の名称および学位の名称について

今日の日本を含む世界の経済情勢や環境問題に関する様相は、急激に変化し続けており、特に、企業競争や国際競争の激化から、より迅速かつ低コストで環境に優しいという厳しい条件を満たした意思決定が企業レベルから国家レベルにおいても要求されている。これらの実践や開発に貢献できる人材を養成するには、グローバルな社会の変容に柔軟に対処することが求められている。本研究科ではこの社会的要請に応えるために、特定の専攻内の専門的視点で社会現象をとらえるのではなく、3 専攻の連携による幅広い社会科学を学び、これらを有機的に統合した視点から解釈、提案できる人材に対してそれぞれの学位を授与する。

本専攻は、既設の経済学研究科、ビジネス研究科、総合政策研究科を発展的に改組・統合し、基礎として幅広い社会科学を学ぶため、社会科学研究科〔英訳名称：Graduate School of Social Sciences〕に所属する専攻の一つとなる。主に経済学を幅広く学修する専攻であるので、専攻名は、経済学専攻〔英訳名称：Graduate Program in Economics〕とし、授与する学位の名称は博士（経済学）〔英訳名称：Doctor of Economics〕とする。

3. 教育課程の編成の考え方および特色

社会科学研究科博士後期課程では、社会科学全般にわたる広い視野と俯瞰的な見地から問題を発見し、解釈・分析し、その結果を有機的に統合させながら発想し、テーマや問題を提起する能力を深化させ、グローバルな社会の変化に伴う環境の変化に対して柔軟に対処できる人材を養成する。

この目標を達成するため、社会科学研究科経済学専攻博士後期課程は、社会科学研究科経営学専攻および総合政策学専攻と相互に補完しながら、経済学の分野で高度な専門知識と応用能力を涵養する教育を行う。経済学、経営学、法政治学、行政学、社会学などの社会科学の諸分野における最新の知見は、3つの専攻に共通する基盤であり、各専攻が相互に他の専攻で研究教育する分析手法を取り入れ補完し合う土台となる。そのため、社会科学の幅広い分野の研究成果を解説し、様々な社会科学研究の方法論と政策的含意を学ぶ科目を研究科共通科目として、「学際共通科目」を配置する。

学際共通科目で学ぶ複雑化した諸問題に対する幅広い社会科学の知識や手法を前提として、経済学の専門性に特化した高度な教育を行うために、経済学の主要分野を分析手法とトピックスから5つに分類し、それぞれに専攻科目を配置する。

研究指導では、研究の基礎的な素養を身につけたうえで、理論的な問題だけでなく、実践的な課題にも取り組み、理論的に問題を深く分析し、最終的に博士論文としてまとめるよう研究指導科目を配置する。

社会科学の諸分野の方法論と最新の知見を横断的に学ぶ学際共通科目と、専攻ごとの高度な専門的知識を修得する専門科目を配置した上で、研究指導科目において博士論文をまとめるように編成していることが特色である。

3.1 学際共通科目の編成の考え方と特色

学際共通科目では、各専攻で専門的な知識を修得し研究を行っていく前提として、すべての専攻に共通する、「社会科学研究特論」を配置し、研究科各専攻の学際共通科目（必修2単位）とする。この科目は、1年次において修得するものとし、社会科学の諸分野（経済学、経営学、法政治学、行政学、社会学等）における最新の研究論文を紹介し、それらの研究成果に関する理解を深める。特に研究テーマの背景、研究意義、研究アプローチ、導き出された研究成果と課題について解説し、様々な社会科学研究の方法論と政策的含意を学ぶ。また、これらの解説を通じて研究倫理についても理解を深めることも特色である。

3.2 専攻科目の編成の考え方と特色

経済学専攻では、専攻領域における研究者として、自立した研究活動を行うに必要な高度の研究能力を身につけられるよう、各種専攻科目を設置している。分析手法とトピックスという二つの観点から経済学の関連領域を広く網羅するため、専攻科目としては、「経済学特殊研究（理論経済学）」、「経済学特殊研究（実証経済学）」、「経済学特殊研究（国際経済学）」、「経済学特殊研究（経済政策）」、「経済学特殊研究（地域経済社会論）」の5つの2単位科目を配置する。学生は自身の研究における主な分析手法を鑑みて、これらの科目を履修することが出来ることが特色である。

3.3 研究指導科目の編成の考え方と特色

研究指導科目では、特定の問題領域およびこれを解決するための政策に関する高度に専門的な研究を行うため、「研究指導Ⅰ」、「研究指導Ⅱ」、「研究指導Ⅲ」、「研究指導Ⅳ」「研究指導Ⅴ」「研究指導Ⅵ」の6科目（必修、各2単位）を配置する。「研究指導Ⅰ」では、各自の研究を進める上で必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題を調査する。「研究指導Ⅱ」では、博士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献の収集、精読、分析視点の導出について修得する。「研究指導Ⅲ」では、研究の全体構想を定め、研究目的、分析方法、理論展開、結論の妥当性を検討する。「研究指導Ⅳ」では、具体的な調査、分析を行い論文の骨格を形成する。「研究指導Ⅴ」では、論文の全体構成の検討を行い中間報告においてブラッシュアップする。「研究指導Ⅵ」では、研究の問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性と妥当性の検証を行い博士論文としてまとめ、最終審査で発表を行う。

研究指導科目は、1年目に研究を進めるまでの基本的な知識と能力を養いテーマを設定した上で、2年目に具合的な調査・分析を実施し、3年目に博士論文として着実にまとめられるように順序立てて設置していることが特色である。

<資料3> 社会科学研究科博士後期課程のカリキュラム概念図

4. 教員組織の編成の考え方および特色

教員組織の編成においては、研究科の教育課程の編成を実現するために、経済学専攻で重要と考えられる科目について、担当分野において研究業績のある教員を配置する。学際共通科目である社会科学研究特論は、原則として専攻内の全教員が担当する。教員組織の特色は、専攻科目を担当する教員をその主な専門分野において配置し、それらの教員が学際共通科目の教育も行うことで、専攻の教育課程の編成を実現していることである。各科目の担当者は関連分野の博士の学位を持つか、関連分野でそれと同等の研究業績を持つ教授、准教授である。

研究指導には、教育経験豊富で研究業績もある教員を配置する。講義担当教員は、研究指導担当教員、および活発な研究活動をおこなっている若手教員によって構成されている。

教員総数は9名で、教授7名、准教授2名からなる。全員が博士号の学位取得者である。教育経験と研究業績をもつ年代から、先端的研究に従事し積極的に学会発表をおこなっている若手まで均衡のとれた構成が教員組織編成の考え方であり、教員の年齢構成(2015年4

月1日現在)は、60歳代1名、50歳代4名、40歳代3名、30歳代1名となっている。

<資料4> 南山大学就業規則（抜粋）

<資料5> 南山大学職員規則（抜粋）

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

5.1 教育の方法について

本学では、2学期制をとり、前期にあたる4月～9月15日までを春学期、後期にあたる9月16日～3月までを秋学期と称する。社会科学研究科の教育課程の編成の考え方従い、1年次春学期に研究科の教育の基礎となる社会科学研究特論、1年次秋学期以降に経済学専攻の専攻科目を履修する。研究指導は、研究指導科目によって、1年次春学期において研究に必要な基礎的な文献を収集させるとともに先行研究を概観させ、1年次秋学期には研究テーマの設定および明確化、文献精読や分析手法の検討を行わせる。2年次春学期に、博士論文の全体的構想を定めるとともに、執筆にも取りかからせる。2年次秋学期には博士論文の進捗を確認しながら、論文内容について指導する。3年次春学期に博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援し、中間報告に向けて指導を行う。3年次の秋学期に最終審査に向けた推敲を指導する。

そのため、1年次春学期に社会科学研究科の基礎となる学際共通科目「社会科学研究特論」を配置し、経済学専攻の専攻科目と他専攻の知識や手法と組み合わせた応用的発想の基盤を育む。また、研究指導科目は1年次春学期から半期単位で3年次秋学期まで「研究指導Ⅰ」から「研究指導Ⅳ」までが配置されている。

5.2 研究指導

学生は、希望する研究分野に合わせて指導教員を1名選択し、1年次から指導教員が開講するいずれかの研究指導を履修しなければならない。担当する指導教員は、研究指導のほか、学生が研究を進める上で必要な科目の選択など履修全般にわたる指導を行う。複数指導体制をとるため、副指導教員をおき、副指導教員は指導教員と協力して学生の指導を行う。また、専攻科目の履修選択にあたっては、学生が研究を行おうとする研究テーマに関する専門科目の選択を指導し、専攻での研究の基盤となる広範な知識と技術を身につける。

(1) 研究指導のプロセス

研究指導科目について、1年次春学期の「研究指導Ⅰ」では研究活動の基礎である文献の探索、講読、資料やデータの収集、それらの取扱いや分析方法などを教育する。続く1年次秋学期の「研究指導Ⅱ」においては、研究テーマの設定およびテーマに即した先行研究の読解を指導する。2年次春学期には、「研究指導Ⅲ」として、テーマに関する事例研究や調査および論文の全体的構想の組み立て、論文目的、分析手法、理論展開、結論の妥当性について指導する。2年次秋学期には、「研究指導Ⅳ」において、博士論文の進捗を確認しながら、論文内容について指導し、学会報告、学術論文の投稿についても指導する。3

年次春学期には、「研究指導V」として、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。3年次秋学期には、「研究指導VI」として、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性、妥当性について検討し、指導する。「研究指導VI」では、3年次秋学期半ばに、研究の成果である博士論文の中間報告を行う。中間報告では、指導教員および副指導教員を含む複数の教員および他の院生や外部の専門家等も参加する研究会で実施し、論文について討議し、博士論文の質の向上をはかる。中間報告では、論文に付加・補正すべき点、また研究の方向性について助言し、学生は指導教員および副指導教員の指導のもとで論文を修正する。

<資料6> 修了までのスケジュール

(2) 研究指導および履修指導の方法

研究指導は、担当の指導教員が行い、副指導教員が研究内容について点検と助言を行う複数指導体制を取る。9月修了等の修了時期や修了年限が特別な場合、研究指導の時期について、個別に研究科委員会の承認により定めるものとする。

履修指導は、指導教員と専攻主任が中心となって行う。履修指導は、入学時の履修ガイダンスで行うとともに、指導教員がつねに学生の相談に応じる態勢を維持する。1年次春学期より、指導教員が、学生が履修相談しやすいように配慮する。指導教員は、学生に対して、研究の方法、テーマの設定など研究に必要な指導と助言を与え、副指導教員は適宜、それをサポートする。

指導教員制度は学生生活や教務関係など学生が直面する様々な問題について、教員が学生に助言する制度であり、南山大学で30年以上の実績がある。指導教員には、学位を持ち、かつ研究業績があり、教育にも熱心な教員を配置する。

5.3 学生論文審査体制および学位論文の公表方法等

中間報告の後、学位審査委員会を構成する。学位審査委員会は、研究科委員会で選出された、指導教員および副指導教員を含む、博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員で構成され、学位審査を行う。審査委員会の主査は指導教員以外から選び、また、中間報告および最終審査は公開で行い、審査の透明性と公平性を保証する。学位審査委員会は、必要に応じてその研究分野に精通した専門家を調査委員として加えることができる。審査委員会の教員を含む複数の教員が参加して論文の内容、水準について討議する。論文の可否の原案は審査委員会が作成し、他専攻(経営学専攻および総合政策学専攻)も加わる研究科委員会で可否を決定する。

さらに各研究科の研究指導科目担当者等からなる大学院委員会において論文の可否が審査される。審査の結果で可となった博士論文は、南山大学機関レポジトリを利用し、インターネット上で公表する。

5.4 研究の倫理審査体制

論文の倫理的な審査は、南山大学に設置されている研究審査委員会で行う。提出される

すべての学位論文は、論文計画書作成段階で社会科学研究科の外部に設置された全学的組織である研究審査委員会において、社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性を判定している。「人を対象とする研究」倫理審査が必要な場合は、事前に倫理申請を行うよう指導教員が指導を行っている。なお、研究審査委員会は、原則毎月1回開催しているが、論文計画書のみを審議するための委員会を別途7月に開催している。

<資料7> 南山大学研究活動上の行動規範

<資料8> 南山大学研究審査規程

<資料9> 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

5.5 修了要件

修了要件は、学際共通科目は2単位、研究指導科目12単位、専攻科目から2単位以上、合計で16以上の単位を修得し、博士論文審査および最終試験に合格することである。学際共通科目に2単位を充当しているのは、専攻の教育課程の編成の考え方従い、社会科学の幅広い分野の知見の学習による、発想の柔軟性、想像力、応用力を身につけることを重視しているためである。

入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後、他の大学院もしくは本学の他研究科および他専攻で修得した単位は、教育上有益と認められる場合は、学生からの申請と所定の手続きを経て学際共通科目もしくは専攻科目として認め、修了単位数に含めることができる。

<資料2> 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程3つのポリシー

<資料10> 履修モデル

6. 施設、設備等の整備計画

大学院学生が教育研究に従事する施設は、名古屋キャンパスと瀬戸キャンパスに存在し、学部学生と共に用する施設と大学院学生専用の施設がある。2016年度において名古屋キャンパスは経済学専攻と経営学専攻が主に使用し、瀬戸キャンパスは総合政策学専攻が主に使用する。2017年度からはキャンパスの統合により、開講は名古屋キャンパスのみになる。

(1) 校地、運動場の整備計画

名古屋キャンパスの校地面積は129,626m²であり、自然の起伏を活かす形で校舎が配置されている。大学院生向けの厚生施設としては、生活面では食堂、書店、コンビニエンスストア、旅行代理店などがあり、健康増進面では室内温水プール、各種機器を備えたトレーニングルーム、テニスコート5面が整備されている。また、学部学生の体育授業や課外活動利用が優先されるが、グラウンド(17,850m²)、体育館(アリーナ1,135m²)、体育センター(メインアリーナ1,862.19m²、多目的ホール313.70m²、ラケットボールコート95.43m²、卓球場531.33m²、剣道場378.16m²、柔道場433.20m²)の利用も可能である。名古屋キャンパス内にはグリーンエリア(芝生の広場。4,000m²)や新棟の屋上緑化スペースなどを設け、学生は休息等のため自由に利用できる。

2016年度に総合政策学専攻が主に使用する瀬戸キャンパスの校地面積は119,534m²で

あり、開設以来最新のマルチメディア環境、バリアフリー、自然環境の調和を志向し、自然の姿を活かす形で校舎が配置されている。大学院生向けの厚生施設としては、生活面では食堂、書店、売店、旅行代理店などがあり、健康増進面では、学部学生の体育授業や課外活動利用が優先されるが、サッカー場 1 面が確保できる多目的グラウンド (9,590.58 m²)、体育館 (957.60 m²)、テニスコート 6 面、卓球場 (247.81 m²)、トレーニングルームなどが整備されている。また、瀬戸キャンパス図書館屋上に芝生広場、校舎内各所にはラウンジや自習室が設けられ、学生の休息や団欒、自学自習などに利用されている。

(2) 校舎等施設の整備計画

教室関連施設としては、キャンパス共用施設を時間割編成時に、登録人数、授業形態や使用するマルチメディア機器などに応じて適切に割り当て、社会科学研究科における教育研究環境は十分に確保する。講義科目で使用する教室は、キャンパス共用施設であり、以下の通り十分な数が整備される。また、2017 年度にキャンパス統合をし、総合政策学専攻が名古屋キャンパスに移転する際には、名古屋キャンパスにキャンパス共用施設である新棟を建設し、教育研究環境を確保する。

名古屋キャンパス（2016 年度まで）

教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数
1～10 名	2	11～20 名	13	21～30 名	26	31～40 名	50
41～50 名	23	51～100 名	71	101～200 名	24	201～300 名	7
301～500 名	4	501 名以上	2				

瀬戸キャンパス（2016 年度まで）

教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数
1～20 名	1	21～30 名	14	31～40 名	16	41～50 名	4
51～100 名	20	101～200 名	9	201～300 名	2	301～400 名	2

名古屋キャンパス（2017 年度から）

教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数	教室定員	教室数
1～10 名	2	11～20 名	13	21～30 名	47	31～40 名	68
41～50 名	23	51～100 名	81	101～200 名	28	201～300 名	7
301～500 名	4	501 名以上	2				

(3) 研究室

社会科学研究科経済学専攻博士後期課程で講義・研究指導を行う専任教員には個人研究室が用意されている。また、社会科学研究科経済学専攻博士後期課程の学生用に共同研究室を用意する。大学院学生研究室には、個々に研究を行うためのスペースを提供し、情報コンセントが配置され隨時ネットワークに接続することが可能となっている。

<資料 11>研究室の見取図

(4) 図書等の資料および図書館

社会科学研究科における教育研究に必要な資料は、主に図書館に所蔵されている。図書館は名古屋・瀬戸どちらのキャンパスも設けられており、当該分野に関する図書67,453冊、American Economic Review や Econometrica など当該分野を含む学術雑誌3,742種が収容されているほか、4,502の電子ジャーナルやデジタルデータベースの利用が可能である。館内には、閲覧席として1,224席（名古屋キャンパス831席、瀬戸キャンパス393席）を備える他、レファレンスカウンター、複写機器、情報検索のための端末、マルチメディア資料を閲覧できる機器を配置しており、2キャンパスの図書館において予約・取り寄せ機能により資料を自由に利用できるほか、キャンパス間シャトルバスを運航し、直接利用の便宜も図っている。また、授業終了後も利用できるように、名古屋キャンパス図書館については平日午後10時、土曜日午後8時まで開館している。また授業・試験期間中の日曜日については、午前10時から午後5時まで開館し、学生の勉学の便宜を図っている。瀬戸キャンパス図書館は平日午後9時、土曜日午後7時まで開館し、日曜日は午前10時から午後5時まで開館し、学生の教育研究に支障がないよう配慮している。

図書館間協力も積極的に行っており、近隣大学図書館等との相互利用をはじめ、国立情報学研究所をはじめ、OCLC等海外との相互文献貸借、文献複写のサービスを利用可能である。今後も当該分野に関する資料の系統的収集に努める他、電子ジャーナルやデジタルデータベースの導入・利用を推進している。

7. 既設の学部や研究科博士前期課程との関係

経済学部で修得するミクロ経済学やマクロ経済学は、経済学理論とかかわる経済学専攻博士前期課程の理論経済学、計量経済分析、経済統計論、国際経済学、開発経済学、金融論、労働経済学、社会保障論の基礎的な科目である。また経済学専攻博士前期課程の理論経済学は、同博士後期課程の理論経済学の基礎科目となっている。同様に経済学部および経済学専攻博士前期課程の計量経済学および経済統計論は、経済学専攻博士後期課程の実証経済学の基礎科目であり、経済学部の国際経済学、国際金融論、国際経済政策論、開発経済学、金融論および経済学専攻博士前期課程の国際経済学、開発経済学、金融論は、同博士後期課程の国際経済学の基礎科目であり、経済学部および経済学専攻博士前期課程の財政学は、同博士後期課程の経済政策の関連科目である。また経済学部および経済学専攻博士前期課程の日本経済史および消費社会論は、同博士後期課程の地域経済社会論の基礎科目となっている。

<資料12> 既設の学部や研究科博士前期課程との関係

8. 入学者選抜の概要

入学者の選抜は、専攻で実施する。経済学の専門知識を有し、経済学を通じて高度な専門職業人もしくは研究者として社会に貢献する意志のある学生を受け入れる。そのために以下のような入学者選抜を実施する。一般入学試験と社会人入学審査では、出願書類は口

述試問の参考資料とする。一般入学試験の試験科目は、筆記試験と口述試問とし、十分な学力の有無と進学の意志を確認する。

【博士後期課程】(経済学専攻)

入学定員：3名 収容定員：9名

種別	試験の内容	対象
一般入学試験	筆記試験+口述試問	修士の学位または専門職学位を有する者および当該年度に取得見込みの者等
社会人入学審査	書類審査+口述試問	修士の学位または専門職学位を有する者および当該年度に取得見込みの者等であり、かつ、2年以上の実務経験を有する者
国外在住者入学審査	書類審査	国外に在住する者で、修士の学位または専門職学位を有する者等
南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学審査	書類審査	南山大学外国人留学生別科に在籍していたもの等のうち推薦を得たもの

社会人受け入れに際しては、2年以上の実務経験を有し、かつ大学院博士前期課程または専門職大学院を修了した者に受験資格を与え、書類審査と口述試問によって専門的学力の有無とその適性を審査する。社会人は多様な経歴を持つことが想定されるので、専門的な学力とともに、それらの多様な経歴も評価の対象とする。例えば、会計士、税理士等、実務経験に携わったなどの経歴は高く評価する。

なお、社会人はその勤務上の制約から、まず科目等履修生、もしくは研修生として大学での講義や研究活動に携わりたいと考える者も多い。そのような社会人に対しては、面接でその適性を確認した上で、科目等履修生、もしくは研修生として受け入れる。

<資料2> 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程3つのポリシー

9. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

グローバル化に伴う世界的な経済および社会環境の変化に対して柔軟に対処できる人材を確保することは、産業界にとって急務であり、社会科学研究科は、企業や公官庁等で日夜、生産活動に従事する人材に就学の機会を与えることで、産業界ならびに地方自治体からの要請に応える。社会科学研究科経済学専攻は、社会人が大学院で新たな知識や技術を身につけ、より高度なレベルで社会に貢献することは、わが国の発展のために必須であるとの認識に立ち、社会人を受け入れ、有能な人材の養成に努める。また、多様な就業経験を持つ社会人と、大学を卒業して大学院に進学してきた学生がともに学ぶことは双方にとって有用な経験となり、大学院全体の活性化にもつながる。社会科学研究科経済学専攻は、その前身となる経済学研究科が行わなかった社会人対象の入学審査を実施し、産業界ならびに地方自治体からの要請に応える。また、社会科学の各分野の最先端の問題意識および問題解決能力を身につけることで、産業の現場や公官庁の業務で培った技術の整理・再定

義をする能力を涵養するだけでなく、新しい枠組みを提案することで産業界を牽引する人材を養成する。なお、対象となる社会人は「2年以上の実務経験を有する者」と定義し、現在就業に就いているか否かは問わないこととする。

以上の通り、産業界、公官庁からの要請に応え、職業を有する社会人学生の履修上の便宜を図るために、大学院設置基準第14条に規定する教育方法の特例の規程を適用する。

9.1 修業年限

社会科学究科経済学専攻博士後期課程の標準修業年限は3年を原則とするが、社会人学生については、各自の実情に応じて柔軟に考える。すでに学術雑誌に論文が掲載されているなど、とくに優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

9.2 履修指導および研究指導の方法

社会科学を研究するために必要なスキル・手法に関する学際共通科目である社会科学研究特論を学ばせるとともに、先進国および新興国・途上国における政策決定の主体が複雑化していく状況に柔軟に対応する能力を高めるため、個々の学生ニーズに合わせた専攻科目を配置し、きめ細かい科目履修ガイダンスおよび研究指導を1年次から所属する研究室の指導教員および副指導教員を中心に実施する。とくに、社会人学生とのコミュニケーションはインターネットなどを通じて密に行うことで学生からの履修上や研究上の相談にきめ細かく対応する。

9.3 授業の実施方法

多様な学生に対応するため、昼間だけではなく夜間や週末にも開講し、社会人の就業状況に合わせて柔軟に時間割を設定する。

9.4 教員の負担の程度

社会科学研究科経済学専攻の専任教員はすべて学部と兼務するため、既設の学部と授業担当時間数の調整を行い、社会科学研究科と既設の学部の講義負担とあわせて半期28時間（7科目14単位）程度とし、過度の負担にならないよう配慮する。

9.5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

窓口事務については、通常の窓口（平日午前9時～午後5時）のほか、時間外窓口（平日午後5時～午後10時10分、土曜日午前9時～午後5時）を設けており、社会人学生に対応できるよう事務取次ぎを行っている。名古屋キャンパス図書館については平日午後10時、土曜日午後8時まで開館し、瀬戸キャンパス図書館については平日午後9時、土曜日午後7時まで開館しており、社会人学生も利用することができる。授業・試験期間中の日曜日については、名古屋キャンパス図書館、瀬戸キャンパス図書館のいずれも午前10時から午後5時まで開館し、社会人学生の教育研究に支障がないよう配慮している。また、コンピュータを設置した教室や自習室がある情報センターについては平日午後8時30分まで

開館し、土曜日も午前9時から午後5時まで開館しているため、社会人学生も利用することができる。厚生施設については、食堂、書店、コンビニエンスストアなどがあり、一部を除いて土曜日も営業するほか、コンビニエンスストアについては平日・土曜日どちらも午後8時まで営業しており、社会人学生に配慮した営業時間となっている。

9.6 必要とされる分野であること

グローバル化や情報通信技術の発達により、経済のしくみや制度はますます国際化しつつあるとともに、複雑さの度合いを増しつつある。また、国内外の政治情勢等を考える上でも、経済的環境に対する配慮は不可欠なものとなっている。こうした背景を踏まえて、ますます高度な経済学の専門知識や分析能力が、研究者や専門家ののみならず、多様な分野、業種においても求められるようになりつつある。このような社会的要請がある中で、中部圏を代表する私立大学である本学が学際的な教育組織として博士後期課程を新たな研究科に設置することは必要不可欠である。また、中部圏は日本における製造業の一大拠点であり、日本経済を牽引する極めて重要な地域の一つである。重要な経済拠点に位置しているという環境は、経済学の専門家を育成するという観点から見て、大きなアドバンテージであり、同時に地域における経済専門家への大きな需要の存在も意味している。高度な専門知識や分析能力を備えた人材に対する社会的要請、そうした人材を育成するための恵まれた環境、中部圏という地域自体における経済専門家への大きな需要という観点から見て、本学における博士後期課程の設置は必要不可欠である。

9.7 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

大学院を専ら担当する専任教員はないが、担当教員は全員が博士号をもち、博士前期課程での十分な研究指導経験があり、活発に研究活動を行っている教員と、各分野の最先端で研究活動を行っている若手教員からなる。また指導教員と副指導教員の2名からなる複数指導体制をとるため、博士後期課程の学生を教育するのに十分な組織体制が整備されている。

10. 管理運営

社会科学研究科の管理運営は、大学院学則に基づき設置される社会科学研究科委員会による。研究科委員会は社会科学研究科委員会規程に基づき、本研究科の博士前期課程および博士後期課程の研究指導担当者で構成される。講義担当者はオブザーバーとして研究科委員会に参加できる。研究科委員会は少なくとも毎月1回開催し、在学生の身分に関する問題、教務関係、教員人事、入学審査関係の諸問題、研究科の将来構想などについて審議し、研究科としての意思決定を行う。研究科の自治を尊重しつつ、学長のリーダーシップによる全学的な大学の方針にも沿った方向で運営が行われている。

経済学専攻の管理運営は、必要に応じて開催される専攻会議による。専攻会議では、専攻個別の問題について、専攻において研究指導、講義を担当する教員全員によって意思決定を行う。

大学院学則に基づき、研究科間の連絡調整や諸規程の制定改廃などを審議する大学院委

員会が設置されているほか、時間割編成や履修登録、試験の実施など大学院全体の教務に関する事項を円滑に実施するための大学院教務委員会が設置されており、各研究科委員会との緊密な連携のもとに運営がなされている。

研究科委員会において管理運営の中心を担う研究科長は、社会科学研究科長候補者選挙規程に基づき、研究科委員会構成員の選挙（単記無記名投票）によって候補者が決定される。選出された研究科長候補者は、大学評議会を経て、学園理事会において最終的に研究科長として決定される。

<資料 13> 南山大学大学院社会科学研究科委員会規程

11. 自己点検・評価

南山大学では、1991 年度に全学機関として、教学担当副学長を委員長とする「南山大学自己点検・評価委員会」を設置して以来、組織的・継続的に自己点検・評価を実施している。委員会委員である学部長・研究科長等は、それぞれ所管する部局（学部、研究科、研究センター等）において毎年自己点検・評価を実施し、その結果を報告書にまとめている。そこでは、研究教育の面で優れている点や欠点を指摘し、欠点に関しては、その改善点を記述している。改組前の経済学研究科でも、この自己点検・評価報告書にしたがって、毎年改善を行ってきてている。

社会科学研究科経済学専攻博士後期課程においても同様の方法で自己点検評価を行うとともに、教育面での改善を期末の講義の中のアンケート調査を利用して行っていく。

12. 情報の公表

社会科学研究科や大学全体に関わる情報は大学の公式 Web ページ (<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/index.html>) や大学案内等の出版物、大学院説明会などの大学行事や各種の広報活動、高校訪問などの機会を通じて受験生や広く社会一般に公開しており、社会科学研究科でもこれを継続する。

情報提供の中心である公式 Web ページを利用して具体的に提供している教育研究活動の状況に関する情報には、以下のようなものがある。

①大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/rinen/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/koho/catholic/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/torikumi/grand/index.html>

②教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Dept/index.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/grad/index.html>

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/kenkyu/ic/index.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/shokuin.html#01>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kyoin.html>

<https://porta.nanzan-u.ac.jp/research/>

④入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Dept/policy.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/zaiseki.html>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/gakui.html>

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/CAREER/siryou/syusyoku_2011.html

⑤授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関するこ

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/KYOMU/INFO/kyomu_index_nagoya.htm

http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/KYOMU/INFO/kyomu_rishu.htm

⑥学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関するこ

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1010.pdf>

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/pdf/d1020.pdf>

⑦校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/GAKUSEI/kagai/index.html>

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関するこ

<http://www.nanzan-u.ac.jp/admission/campuslife/gakuhi.html>

⑨大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関するこ

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/CAREER/index.html>

<http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/GAKUSEI/index.html#hokenshitu>

⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識および能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）

<http://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/index.html>

13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

FD活動は、従来自己点検・評価委員会の活動の一部として実施してきたが、FD活動の重要性に鑑み、2005年度より南山大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を新たに設置し、建学の理念に基づく教育活動の質的向上を目指している。そして、2008年4

月の大学設置基準の改正による FD の義務化「教育力向上のための必要な措置」としての「授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究の実施」を受けて、ますます活発な活動と、教員の専門分野や担当科目的性質に合致した、学部・学科等独自の取り組みへの働きかけを強めているところである。

講演会や研修会以外に FD 委員会が全学的に継続的に実施している取り組みとしては、「学生による授業評価」(1999 年度～) や、事前アンケートにより見学を了承した教員の授業を参観する「日常的授業参観」(2003 年度～) がある。また、FD 活動に関する情報を広く教員に提供するため、FD 活動に関する Web ページを開設し、委員会や学部・学科の取り組みを紹介するとともに、教育活動支援情報として、学内外で開催される FD 関連の研究会や研修会、教育力の向上に役立つ書籍や視聴覚資料、学内授業 GP の授業研究会の記録などを紹介している。あわせて図書館（名古屋・瀬戸キャンパスとも）に FD 関連指定図書コーナーを設置し、Web ページで紹介した資料をすぐに閲覧できる体制を整備している。

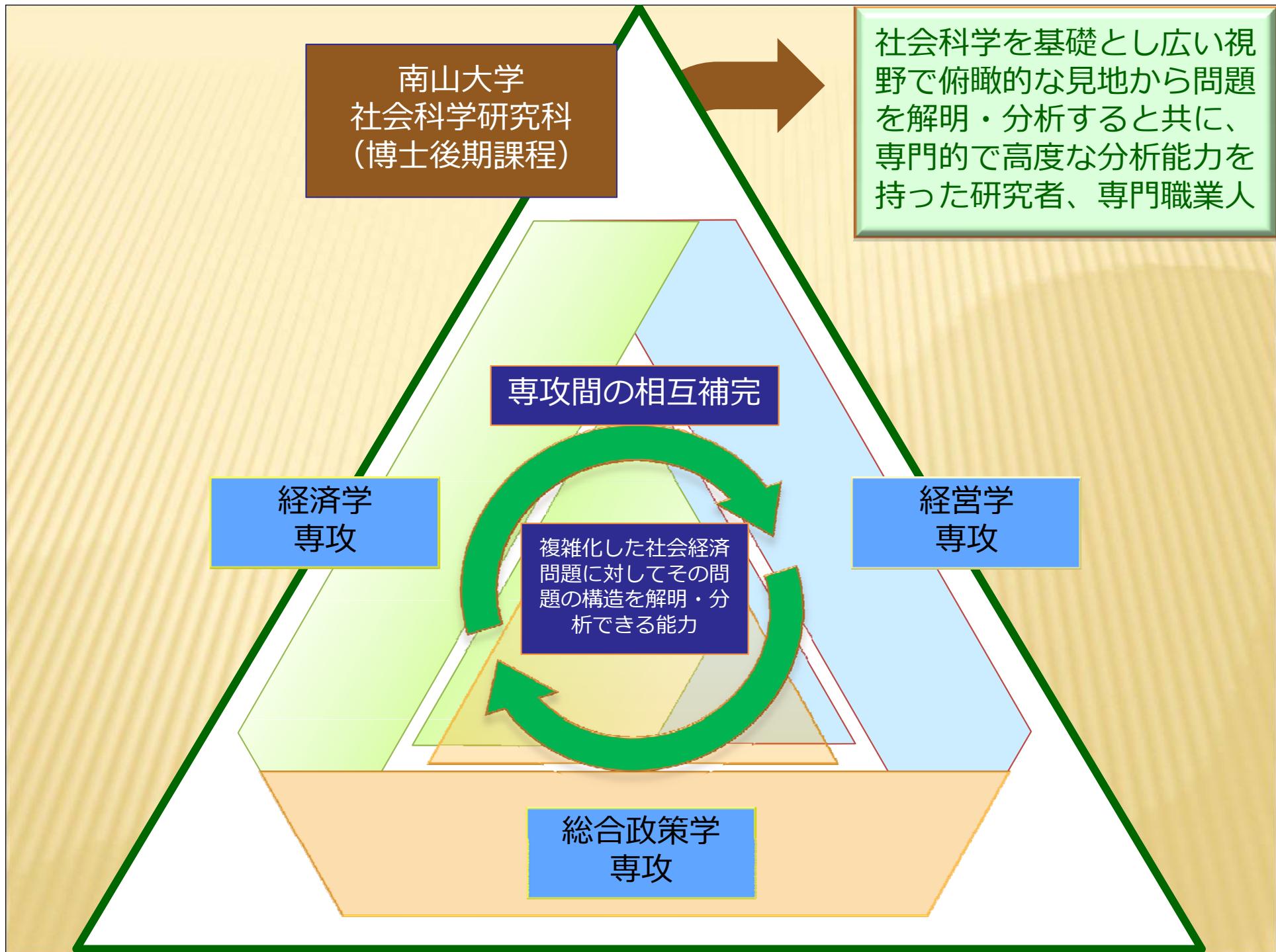
前身となる経済学研究科では、「大学院生による授業評価アンケート」の結果をもとに授業の改善を図っている。教員には明確な学修目標の提示と、学修目標に沿った講義を展開することを求めている。FD 活動としては、基礎となる学部内の FD 委員が実施する講演会や毎年度、「大学院生による授業評価アンケート」で指摘された講義の内容等について学部の全教員に対して学生からの意見をフィードバックする機会をとり、教員の資質の維持向上を図っている。社会科学研究科経済学専攻でもこれを継続する。

教員の講義負担は経済学専攻での講義・研究指導と、基礎となる学部である経済学部での講義・演習を合わせて、半期 2 時間を 2 単位として、平均して半期 14 単位程度である。これは、講義の質の低下を防ぎ、また、教員の研究活動に支障が出ないようにするためにある。

研究活動の活性化は、講義内容の充実に不可欠との考えから、教員の留学制度、研究休暇制度、短期海外出張制度を利用して、教員の研究活動を活性化している。研究科の教員のうち、毎年数人の教員が留学している。研究休暇制度は申請すれば、毎年度 1 名が利用できる。

資料目次

資料No.	資料名
資料 1	社会科学研究科博士後期課程の概念図
資料 2	社会科学研究科経済学専攻博士後期課程 3つのポリシー
資料 3	社会科学研究科博士後期課程のカリキュラム概念図
資料 4	南山大学就業規則（抜粋）
資料 5	南山大学職員規則（抜粋）
資料 6	修了までのスケジュール
資料 7	南山大学研究活動上の行動規範
資料 8	南山大学研究審査規程
資料 9	南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
資料 10	履修モデル
資料 11	研究室の見取図
資料 12	既設の学部や研究科博士前期課程との関係
資料 13	南山大学大学院社会科学研究科委員会規程



<資料2>社会科学研究科経済学専攻博士後期課程3つのポリシー

経済学専攻

ディプロマ・ポリシー

経済学専攻では、博士後期課程に所定の期間在籍して所定の科目16単位以上を修得し、博士論文の中間報告を行い、最終試験に合格して以下の能力を身につけた人に、博士(経済学)の学位を授与します。

- ・社会科学の複合的学問を基に、複雑化した問題を多角的に分析できる能力、合理的で実現可能な政策立案ができる能力
- ・国際的感覚と多様な文化およびその背景を理解し、企業や政府関係機関で人材育成・指導ができる能力
- ・社会科学の複合的学問を基に、高等教育機関や研究所において、研究専門職に従事できる能力
- ・企業や行政機関において高度の専門的業務を担える能力

カリキュラム・ポリシー

経済学専攻では、経済学の高度な専門教育を行うと同時に、経済学の専門知識を幅広くかつ柔軟に活用し、様々な領域で社会貢献が目指せるように、「学際共通科目」、「専攻科目」の科目群が設置されています。興味のある分野の研究を深化させるとともに、社会科学全般についても広く、基礎から応用へ段階に沿って知識が習得できます。また、「研究指導科目」では、博士論文のテーマに関する分析能力を身につけることができます。

【コースワーク】

学際共通科目は社会科学の諸分野における最新の研究論文を紹介し、それらの研究成果に関する理解を深めるものであり、「社会科学研究特論」2単位を修得しなければなりません。また、「専攻科目」から2単位以上を修得することが必要です。

専攻科目としては、幅広い政策分野に対応するため「経済学特殊研究(理論経済学)」、「経済学特殊研究(実証経済学)」、「経済学特殊研究(国際経済学)」、「経済学特殊研究(経済政策)」「経済学特殊研究(地域経済社会論)」などの科目を配置しています。

社会科学の諸分野の方法論と最新の知見を横断的に学ぶ学際共通科目と、専攻ごとの高度な専門的知識を修得する専門科目を履修することにより、専門的な理論的考察能力や高度なデータ分析力を身につけることができます。

【研究指導】

研究指導科目では、特定の問題領域およびこれを解決するための政策に関する高度に専門的な研究を行うため、1年次「研究指導Ⅰ、Ⅱ」、2年次「研究指導Ⅲ、Ⅳ」、3年次「研

究指導V、VI」が必修となっています。

1年目に理論的な専門知識の整理と充実を図るとともに、近年の研究文献を読み、研究テーマに関連した知識の拡充を図ります。2年目に、専門分野のみならず、広く関連分野や周辺分野での知識や分析スキルを向上させ、自立的な研究能力が培われます。3年目に各自のテーマに関する研究を一層深化させ、研究者としての研究能力や論文作成能力を身につけて博士論文を完成させます。

博士論文の作成にあたっては、最終学期に公開の中間報告を行います。その後、中間報告を受けての審査委員会によるコメント内容を参考に、指導教員のもとで論文の完成が求められます。

アドミッション・ポリシー

経済学専攻では、経済学の研究を通じて各分野での社会貢献を目指し、現実に生じている様々な問題に対して、その問題解決策を探求しつつ積極的に議論に加わりディスカッションのできる人であり、かつ、本学のモットーである「人間の尊厳のために」を体現した専門職業人や経済学研究者を志す志願者を求めています。

入学のための具体的な基礎能力として求められるのは、1. 経済に関する強い探究心、2. 経済理論の十分な知識、3. 基礎的な分析能力、4. 専門的文献（邦文・英文）の読解力、です。

経済学専攻では、経済学を学んだ学生だけでなく、他の大学院の学生や、実務経験を有する社会人、外国人にも、広く入学の機会が開かれています。特に、社会人入学審査を実施し、実務経験を有する社会人を積極的に受け入れています。

南山大学
社会科学研究科
(博士後期課程)

経済学
専攻

理論経済学

実証経済学

国際経済学

経済政策

地域経済社会論

研究指導I~VI

【学際共通科目】
社会科学研究特論

経営学
専攻

経営学特殊研究
(企業経営研究)

経営学特殊研究
(マーケティング研究)

経営学特殊研究
(会計研究)

経営学特殊研究
(会計研究)

研究指導I~VI

経営学特殊研究
(オペレーションズ・マネジメント研究)

地域研究

文明研究

公共政策研究

総合政策学
専攻

国際組織研究

国際経済研究

環境政策研究

研究指導I~VI

南山大学就業規則

(教員の定年に関する規定の抜粋)

(省 略)

第5節 定 年

第25条 職員の定年を次のとおりとする。

1 教育職員	満65歳
2 事務職員等	
(1) 主任以上の職能にある者	満65歳
(2) (1)以外の職能にある者	満60歳
(3) 削除	
② 前項第2号(1)の定めにかかわらず、満60歳に達する以前に、降格処分を受けた後、前職能に復帰しなかった事務職員等の定年については、満60歳とする。ただし、降格処分を受けた後、降格後の職能に相当する職階上の役職にある者で、勤務成績が良好である場合は、事務職員等人事委員会の議を経て、満65歳を定年とすることができる。	
③ 満60歳を過ぎて降格処分を受けた場合は、降格した年度末を定年とする。	

第25条の2 第25条第1項第2号(2)および第25条第2項による定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、別途労使間で締結した「60歳定年後の再雇用制度における選定基準等に関する労使協定」の選定基準および「60歳定年後の再雇用制度に関する規程」により満65歳に達した年度末までの間、1年契約の更新制として定年に引き続き再雇用する。

第26条 業務の都合で第25条第1項各号の年齢を超える者を教育職員または事務職員として採用する場合の取扱いについては、「南山大学職員規則」の定めるところによる。

(省 略)

南山大学職員規則

(教員の定年に関する規定の抜粋)

(省 略)

第3章 採用

(省 略)

第13条 「南山大学就業規則」第25条に定める本学定年退職者を、教育職員または事務職員として再採用することができる。ただし、その任期は、満68歳に達する年の学年度末を限度とし、とくに必要のある場合も、満70歳に達する年の学年度末を限度とする。

- ② 他大学定年退職者および本学定年年齢を超えた者の新採用についても、前項但書の規定を準用する。
- ③ 事務職員等の60歳定年後の再雇用制度については、「60歳定年後の再雇用制度に関する規程」の定めるところによる。

(省 略)

附 則

- 1 本則第13条但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、満70歳を超えてその任期を定めることができる。

(省 略)

<資料6>社会科学研究科における修了までのスケジュール表（経済学専攻博士後期課程）

		履修・学習プロセス	研究指導要項
1 年 次	4月	<u>研究のための基礎固めと準備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員の選択 ・学際共通科目(社会科学研究特論)の履修 ・研究指導Ⅰの履修 ・副指導教員の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究目的や計画についてのオリエンテーションを実施 ・指導教員が履修すべき科目を履修指導 ・研究指導計画の作成
	9月	<u>専門分野のための科目履修</u> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻科目的履修 ・研究指導Ⅱの履修 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅰで、研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題について指導 ・研究指導Ⅱで、博士論文として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献の収集、精読、分析視点の導出について指導する。
2 年 次	4月	<u>論文目的、分析手法を設定し構想を固める</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅲの履修 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅲにより事例研究を開始。博士論文の全体的構想を固めていく。論文目的、分析手法、理論展開、結論の妥当性について指導する。
	6月		<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画の見直し、確認
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅳの履修 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅳにより事例研究の指導。また、博士論文の進捗を確認しながら、論文内容について指導する。適宜、学会報告、学術論文の投稿についても指導する
3 年 次	4月	<u>研究の継続・博士論文作成</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅴの履修 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅴにより、博士論文の完成に至る研究計画の立案について支援する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告に向けて指導を行う。
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画書提出(6月20日) 	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導VIの履修 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導VIにより、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、分析手法、理論構成、結論の整合性、妥当性について検討し、指導する。
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文中間報告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文の内容について報告し、複数の審査委員が助言する。それに基づき研究内容を修正。
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文提出 	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文最終審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の審査委員により博士論文成果、発表内容を審査
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・修了 	

南山大学研究活動上の行動規範

(目的)

第1条 南山大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）およびそれを支援する事務職員等（以下「研究支援者」という。）の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

(定義)

第2条 この規範において「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

② この規範において「研究支援者」とは、本学の公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(基本理念)

第3条 研究者および研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本におかなければならぬ。

- 1 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- 2 生命と人間の尊厳および人権の尊重
- 3 科学的または社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- 4 個人情報保護の徹底
- 5 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- 6 捏造、改ざん、濫用、研究費の不正使用その他の研究上の不正行為の防止
- 7 法令、本学の諸規程および学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

(人を対象とする研究)

第4条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、「南山大学『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(研究審査委員会)

第5条 研究者は、本学の規程等により研究審査委員会の審査を受けなければならない研究を実施しようとする場合は、当該研究についてその審査を受けなければならない。

② 前項のほか、法令または当該分野の学会等の規程において、研究の実施に先立って審査を受けるものとされている場合には、その審査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用または保管する場合には、それが漏洩すことのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(捏造、改ざんおよび濫用の防止)

第7条 研究者は、いかなる場合にも、研究活動に関する次の各号の不正行為を行なってはならない。

- 1 捏造（存在しないデータの作成）
 - 2 改ざん（データの変造、偽造）
 - 3 盗用（他人のデータや研究成果、著作物等を適切な引用なしで使用）
- ② 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等（以下「指導下にある研究者等」という。）によって行なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。
- ③ 研究者は、第1項に規定する不正行為を行なっていないことを証明するために、必要な資料、データおよび研究実施経過に関する記録（実験ノート等）を、適切な期間保管しなければならない。

（研究費の不正使用の防止）

- 第8条** 研究者は、研究費の使用に当たって、法令および本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。
- ② 研究者および研究支援者は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費および寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

（不正行為を知り得た時の対応）

- 第9条** 研究者および研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続を経て、すみやかに全てこれを明らかにしなければならない。

（研究成果の適切な発表）

- 第10条** 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

② 研究成果の発表に当たっては、私的利害への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

（利益相反）

- 第11条** 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行なわなければならない。

（公正な審査）

- 第12条** 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査または学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行なうことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行なわなければならない。

② 前項の審査を行なった研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

（指導下にある研究者等への配慮）

- 第13条** 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為を行なうことはもとより、指導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行ってはならない。

（安全管理）

- 第14条** 研究者は、実験等に用いる機器、装置および薬品等が、研究に従事する者はもとより、他の本学構成員および学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に

万全を尽くさなければならない。

② 研究で用いた廃液、薬品および材料等は、法令および本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

② 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

(規範の改廃)

第16条 この規範の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規範は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2015年4月1日から施行する。

南山大学研究審査規程

(目的)

第1条 この規程は、南山大学の建学の理念に則り、本学構成員が行う研究活動について、その倫理的、社会的責任を全うするために制定し、適正な研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第2条 本学構成員が行う研究の審査について、南山大学研究審査委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

1 学長の指名する教育職員 若干名

2 教育・研究事務部長

3 教育・研究支援事務室長

② 本委員会の委員長は、学長が指名する者とする。

③ 委員長は、必要に応じて、審査内容に専門的学識を有する教育職員をオブザーバーに指名し、委員会への出席を要請することができる。

④ 研究審査の簡略化を目的として、委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行うことができる。

(管掌事項)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

1 本学構成員が行う研究のうち別表第1に定める規程等の適用を受ける研究（研究指導を含む。）の実施および成果の公開について、関係法令等（指針も含む。）および社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性ならびに実施の可否を判定すること

2 その他研究審査に関する学長の諮問事項

(議事の運営)

第4条 本委員会の招集は、必要に応じて、委員長がこれを行い、委員長は、議長として議事の進行に当たる。

② 委員長は、議事録を作成し、これを保管する。

第5条 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(専門委員会)

第6条 本委員会の下に、必要に応じて利益相反マネジメント専門委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 本委員会の事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならぬ。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2006年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2014年1月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。

別 表 第1

- 1 南山大学奨学寄附金規程
- 2 南山大学受託研究規程
- 3 南山大学学外共同研究規程
- 4 南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
- 5 南山大学学位規程第4条第3項または第5条第2項第2号
- 6 南山大学機関リポジトリ運用規程

南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を行うすべての者（以下、「研究者」という。）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、南山大学の建学の理念に則り、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学的および社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- (1) 人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学的および社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- (4) 研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- (1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（「南山大学個人情報保護に関する規程第2条」）。

4. 研究者の説明責任

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

5. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱および発表の方法などに関わる事

項を含むものとする。

- (2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (4) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (5) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究活動が終了した後は、収集・採取した個人の情報、データ等を直ちに廃棄しなければならない。ただし、第2項に基づく開示を求められることが予想される場合、氏名を特定しうる個人の情報、データ等については5年間保存しなければならない。
- (7) 研究者は、研究終了後も情報、データ等を活用する場合は、委員会の審議を経て、提供者に対して説明し、同意を得なければならない。

6. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

7. 授業等における収集・採取

教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

8. 研究計画等の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査は、研究（申請）者からの事前の申請書（様式1）、研究計画書およびその他の添付資料に基づき、南山大学研究審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行うものとする。審査に当たっては、南山大学研究審査規程第2条第4項に基づき、研究内容の重要性に応じて、迅速審査または本審査にて行うものとする。通常は委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行い、申請者に通知し委員会に報告する。迅速審査として審査できない重要な内容は、本審査として委員会審議を行う。ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次いずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- (3) 自治体等から研修のため派遣された者が、自らの担当業務に係わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究

9. 事務

このガイドラインに関する事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室の担当とする。

10. 改廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得な

ければならない。

附 則

このガイドラインは、2007年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

(様式1)

南山大学「人を対象とする研究」倫理審査申請書

年 月 日提出

南山大学研究審査委員会委員長 殿

所 属 _____

職 名 _____

申請者 _____ 印

1. 審査事項	研究計画	研究経過	研究計画変更	その他
2. 課題名 (研究費の種類も記入)				
3. 研究組織				
①研究組織名				
②研究実施者名	(所属_____ 職名_____)			
③研究責任者名(指導教員名)	(所属_____ 職名_____)			

4. 研究概要（審査対象となる研究計画書を添付すること）

(1) 目的

(2) 研究方法（研究デザイン、研究データの収集方法、データ管理の方法、データ解析の方法等）

5. 研究結果の公表方法等

6. 研究における科学的合理性と倫理的妥当性について

(1) 研究の対象となる個人に理解を求め了承を得る方法(説明文および同意文書を添付すること)

(2) 研究の対象となる個人の人権の保護および安全の確保(対象者に与える身体的・精神的な侵襲について記載することおよび個人情報漏洩などの危険が最小限になるよう講じる予防対策を記載すること)

(3) 研究によって生ずるリスクと科学的な成果の総合判断

7. 研究(予定)期間

年 月 日 ～ 年 月 日

<留意事項>

1. 他の施設との共同研究として実施する場合は、本申請が研究全体についての審査か、あるいは本学で実施する分担部分のみについての審査かを明記すること
2. 提出先：教育・研究事務部教育・研究支援事務室
3. 「南山大学個人情報保護に関する規程」および「南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」を十分に参考すること

<資料10>社会科学研究科経済学専攻博士後期課程 履修モデル

()内:単位数

【履修モデルⅠ】経済学専攻

- 大学や国の研究機関、独立行政法人、民間の研究機関所、経済の動向分析または実証分析に携わる研究者

科目区分		1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
学際共通科目	選択	社会科学研究特論 (2)					
研究指導科目	必修	研究指導Ⅰ(2)	研究指導Ⅱ(2)	研究指導Ⅲ(2)	研究指導Ⅳ(2)	研究指導Ⅴ(2)	研究指導Ⅵ(2)
専攻科目	選択		経済学特殊研究 (実証経済学)(2)				
修得単位数 <合計 16単位>		8単位		4単位		4単位	

【履修モデルⅡ】経済学専攻

- 行政機関などにおいて経済政策の立案および遂行に関し、提言のできる専門家

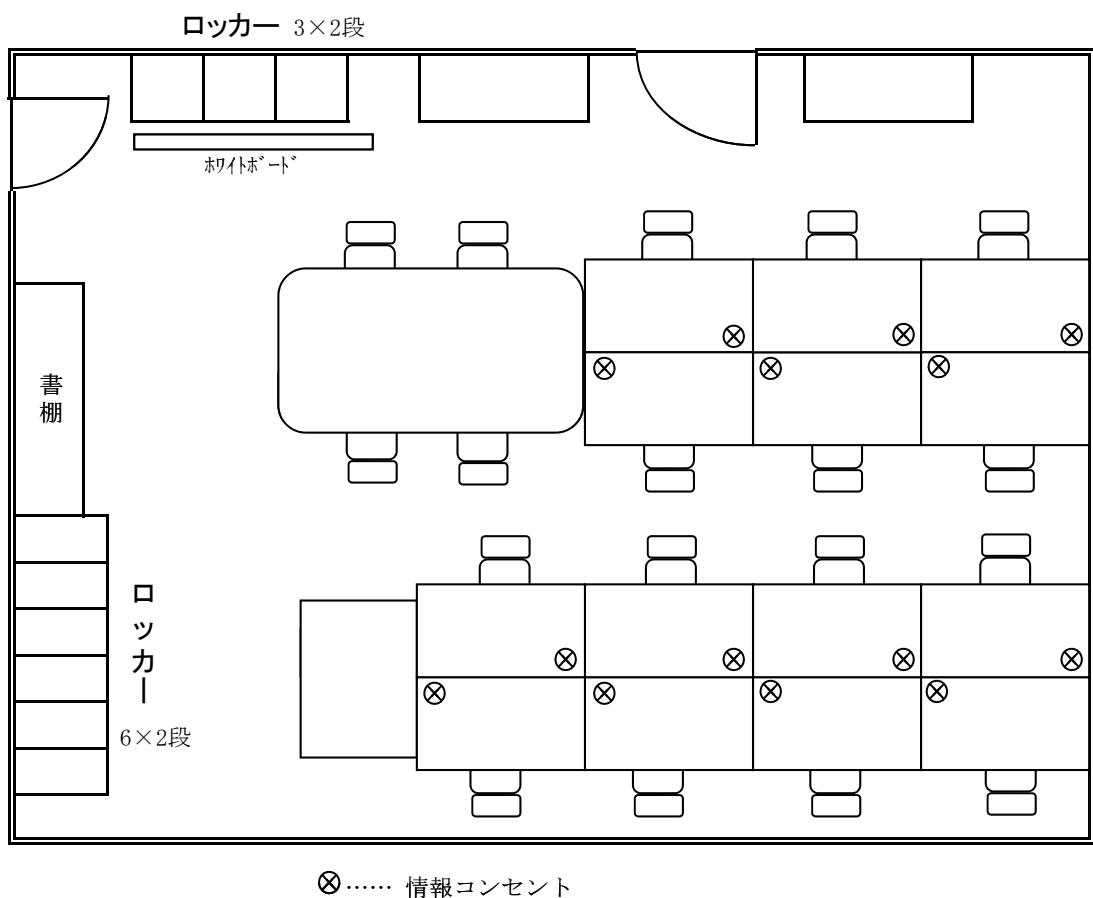
科目区分		1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
学際共通科目	選択	社会科学研究特論 (2)					
研究指導科目	必修	研究指導Ⅰ(2)	研究指導Ⅱ(2)	研究指導Ⅲ(2)	研究指導Ⅳ(2)	研究指導Ⅴ(2)	研究指導Ⅵ(2)
専攻科目	選択		経済学特殊研究 (経済政策)(2)				
修得単位数 <合計 16単位>		8単位		4単位		4単位	

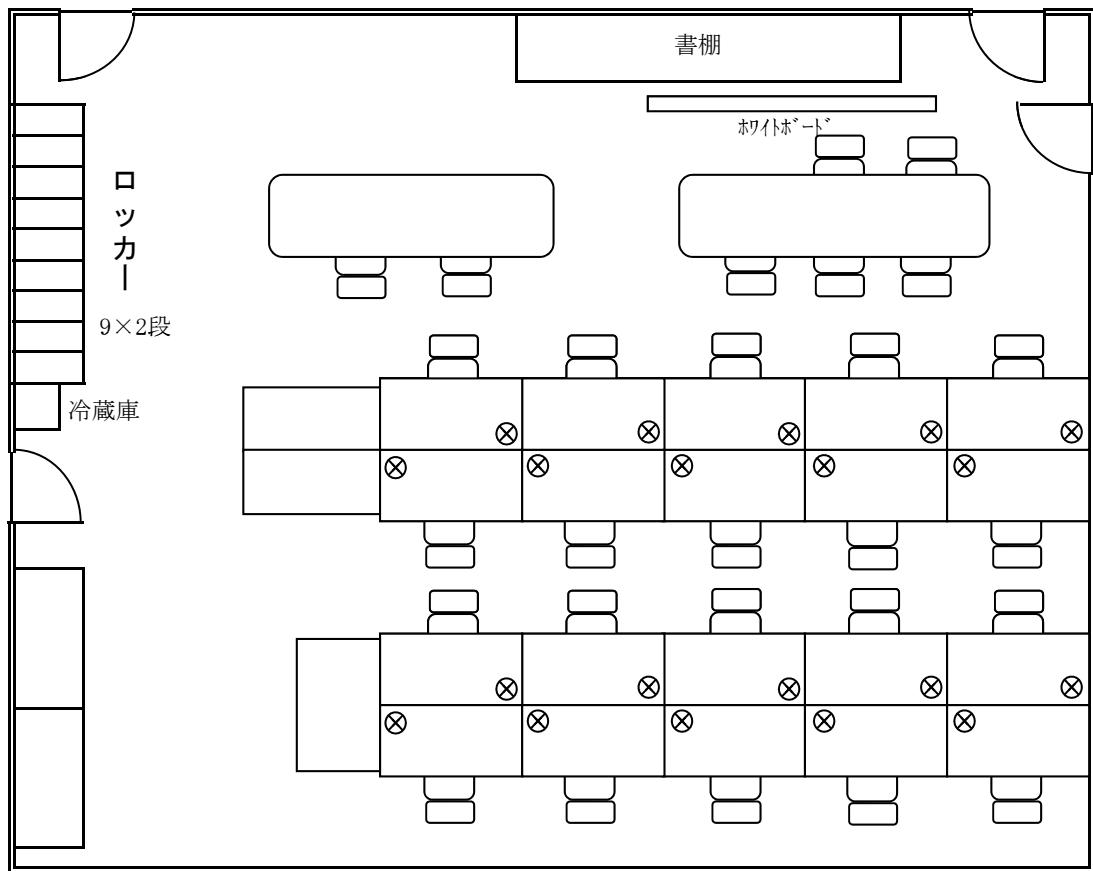
【履修モデルⅢ】経済学専攻

- 国際連合、国際通貨基金、世界銀行、経済協力開発機構などの国際機関の専門職

科目区分		1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
学際共通科目	選択	社会科学研究特論 (2)					
研究指導科目	必修	研究指導Ⅰ(2)	研究指導Ⅱ(2)	研究指導Ⅲ(2)	研究指導Ⅳ(2)	研究指導Ⅴ(2)	研究指導Ⅵ(2)
専攻科目	選択		経済学特殊研究 (国際経済学)(2) または (開発経済学)(2)				
修得単位数 <合計 16単位>		8単位		4単位		4単位	

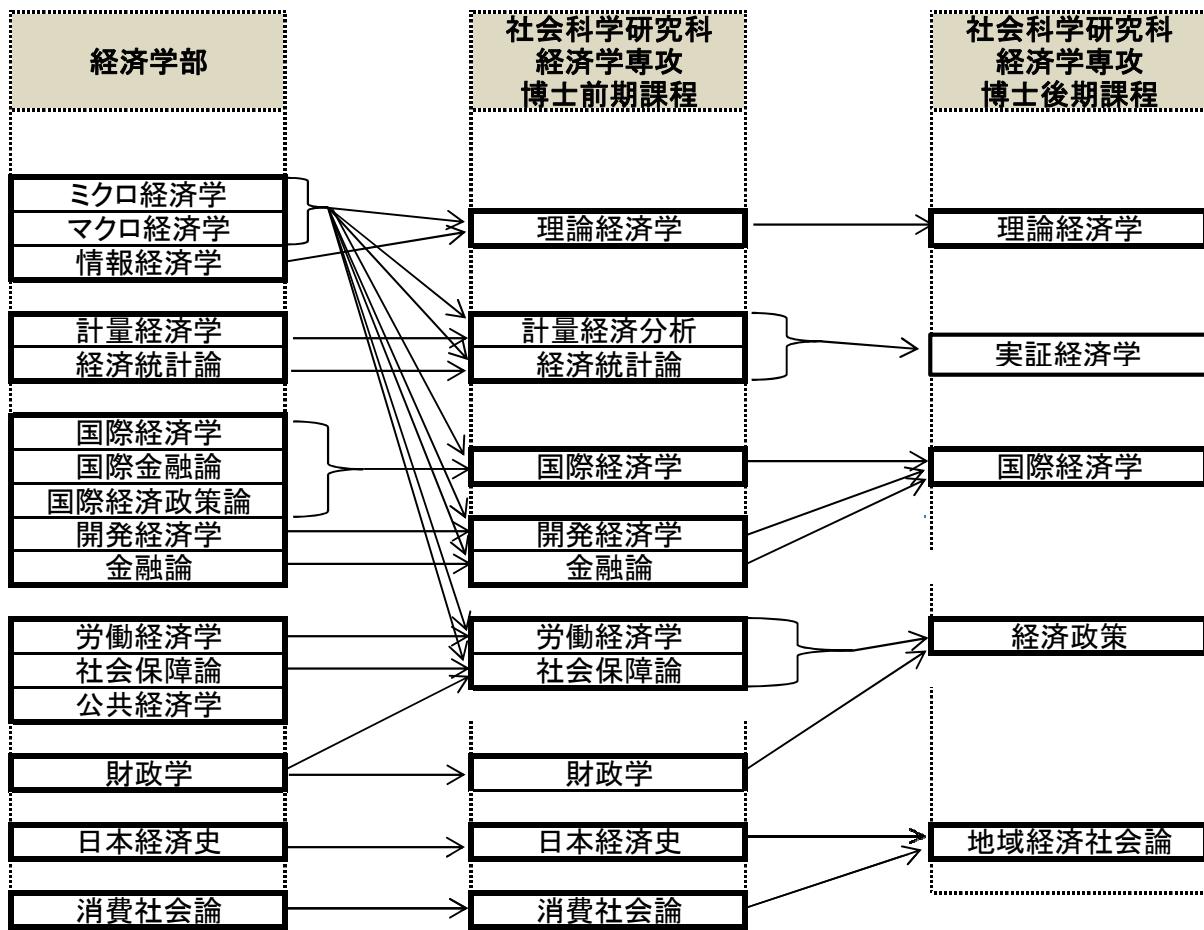
<資料11>院生研究室の見取図(社会科学研究科経済学専攻<名古屋キャンパス>)





⊗ 情報コンセント

<資料12>既設の学部や研究科博士前期課程との関係(経済学専攻)



南山大学大学院社会科学研究科委員会規程

第1条 南山大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条による研究科委員会のうち、社会科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、この規程による。

第2条 研究科委員会は、学則第15条に定める教授および准教授をもって組織する。

第3条 研究科委員会は、研究科長が招集し、研究科長がその議長となる。研究科長が差し支えのあるときは、研究科長は、その代理者を指名する。

第4条 研究科委員会の定例会議は、少なくとも毎月1回これを開く。ただし、時宜により休会することがある。

② 臨時会議は、研究科長が必要と認めた時、または研究科委員会構成員5名以上の要求があつた時、研究科長がこれを招集する。

第5条 研究科委員会の定数は、第2条に定める教授および准教授の現在員とする。ただし、留学、研究休暇および休職中の者は、定数に加えない。

第6条 研究科委員会は、定数の3分の2以上出席しなければ、これを開くことができない。

第7条 研究科委員会の審議承認は、その出席者の過半数により、可否同数のときは、議長の決定するところによる。ただし、研究科所属の教員の進退および所属に関する事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第8条 研究科委員会に書記を置き、議事録を作成させる。

② 議事録は、研究科長が保管し、研究科委員会構成員の要求があれば、その閲覧に供しなければならない。

③ 書記は、研究科長がこれを委嘱する。

第9条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

1 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項

2 学位の授与に関する事項

3 その他教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

② 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項について審議し、意見を述べることができる。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日から施行する。

2 南山大学大学院経済学研究科委員会規程（2010年4月1日施行）、南山大学大学院総合政策研究科委員会規程（2010年4月1日施行）は、経済学研究科、総合政策研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。